

青森県報

第三千九百四十一号

平成二十七年
一月七日
(水曜日)

目次

告示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の指定……………(保健衛生課) …… 一
- 家畜伝染病の発生……………(畜産課) …… 三
- 公 告
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) …… 三
- 右 同……………(同) …… 四
- 建設業者の許可の取消し……………(三八地民局) …… 五
- 右 同……………(同) …… 五
- 公安委員会
- 役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格……………(交通規制課) …… 六

告 示

青森県告示第三号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）附則第三条第五項の規定によりその例によることとされる同法第六条第一項の規定により指定医を次のとおり指定した。

平成二十七年一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

区指定医の氏名	氏名	名称	所在地	診療当科する	年月日
飯田 寿徳	飯田 寿徳	津軽保健生活協同組合生	弘前市大字野田二丁目二の一	内科	"
青山 貞利	青山 貞利	津軽保健生活協同組合生	弘前市大字野田二丁目二の一	内科	"
北原 竜次	北原 竜次	公益財団法人鷹揚郷前病院	弘前市大字小沢字山崎九〇	泌尿器科	"
岡本 亜希	岡本 亜希	公益財団法人鷹揚郷前病院	弘前市大字小沢字山崎九〇	泌尿器科	"
石村 大史	石村 大史	公益財団法人鷹揚郷前病院	弘前市大字小沢字山崎九〇	泌尿器科	"
土橋 伸行	土橋 伸行	公益財団法人鷹揚郷前病院	青森市大字石江一字岡部一〇一の	麻酔科	"
鈴木 唯司	鈴木 唯司	公益財団法人鷹揚郷前病院	青森市大字石江一字岡部一〇一の	泌尿器科	"
町田 光司	町田 光司	医療法人白鷗会まちだ内科クリニック	青森市大字羽白字沢田三九の四	内科	平成 二六・三・一六

医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定
丸山 将輝	松本 陸郎	福島 一郎	海佐々木 博	広佐々木 和	工藤 雄爾	太田 俊明	葛西 清司	榊引 英嗣	吉川 和暁	樋口 博之	八森 久	庭山 英俊
院公立七戸病	院公立七戸病	院公立七戸病	院公立七戸病	院公立七戸病	院公立七戸病	院公立七戸病	科葛西整形外 院西院	院陽医療法人待 会榊引医	つセ合一部事務組 総セン下北医療 合病タ北務院	つセ合一部事務組 総セン下北医療 合病タ北務院	つセ合一部事務組 総セン下北医療 合病タ北務院	つセ合一部事務組 総セン下北医療 合病タ北務院
影上北郡七戸町一 津内九八の一	影上北郡七戸町一 津内九八の一	影上北郡七戸町一 津内九八の一	影上北郡七戸町一 津内九八の一	影上北郡七戸町一 津内九八の一	影上北郡七戸町一 津内九八の一	影上北郡七戸町一 津内九八の一	田北津軽郡板柳町 一〇六	九平市町居山元 五の三	丁むつ市小川町一 目の八	丁むつ市小川町一 目の八	丁むつ市小川町一 目の八	丁むつ市小川町一 目の八
外科	外科	内科	内科	科整形外科、 ピリテーショ ン	小児科	皮膚科	整形外科	科、循環器内 科、呼吸器内 科、消化器内 科	泌尿器科	科、消化器内 科	内科	科メンタルヘル ス
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

青森県告示第四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十七年一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

ヨ一ネ病	家畜伝染病の種類	牛	家畜の種類	患畜	患畜、疑似患畜の別	一	頭数	十和田市	発生 の場所 又は区 域	平成 二七 ・一〇	発 生 日 月 日
------	----------	---	-------	----	-----------	---	----	------	-----------------------	-----------------	-----------------------

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
シンフォニープラザ沼館
八戸市沼館四丁目の一〇一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
-----	-----	-------

三菱UFJリース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目五の 代表取締役 小幡尚孝	三菱UFJリース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目五の 代表取締役 白石正	平成 二四・六・二六
---	--	---------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前 大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目一四の四 代表取締役 福島長男	変更後 大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目一四の四 代表取締役 藤田勝幸	平成 二四・四・二
株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 代表取締役 井上元延	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 代表取締役 井上恵右	二〇・一・二四 (住所) 二五・六・三三 (代表者の氏名)
変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

四 届出年月日

平成二十六年十二月八日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

平成二十七年一月七日から同年五月七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十七年五月七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームックスパーデボ長苗代店

八戸市大字長苗代字観音堂八〇の二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前 三菱UFJリース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目五の 代表取締役 村田隆一	変更後 三菱UFJリース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目五の 代表取締役 白石正	平成 二四・六・二六
変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前 ホームックス株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条 二丁目一の一 代表取締役 柴田憲次	変更後 ホームックス株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条 二丁目一の一 代表取締役 石黒靖規	平成 二五・三・一
変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

四 届出年月日

平成二十六年十二月八日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

平成二十七年一月七日から同年五月七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十七年五月七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社第一ホーム

二 代表者の氏名 岩淵 義昭

三 主たる営業所の所在地 八戸市新井田西三丁目二の一七

四 許可番号 青森県知事許可(特 二四)第一三五四〇号

五 取消年月日 平成二十六年十一月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成二十六年十一月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社第一ホーム

二 代表者の氏名 岩淵 義昭

三 主たる営業所の所在地 八戸市新井田西三丁目二の一七

四 許可番号 青森県知事許可(般 二二)第一三五四〇号

五 取消年月日 平成二十六年十一月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、石、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成二十六年十一月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公 安 委 員 会

青森県警察本部長告示第一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の五第一項及び第六十七條の十一第二項の規定に基づき、役務の提供を受ける契約（自動車保管場所現地調査業務、自動車保管場所データ入力等業務に係わるものに限る。以下「役務契約」といふ。）を一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」といふ。）により締結する場合における競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」といふ。）を、競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」といふ。）の申請の時期及び方法を次のとおり定めたので、同令第六十七條の五第二項及び第六十七條の十一第三項において準用する同令第六十七條の五第二項の規定により公示する。

平成二十七年一月七日

青森県警察本部長 山 本 和 毅

一 競争入札参加資格

1 資格審査の対象となる者は、県と役務契約を締結することを希望する法人であつて、次のいずれにも該当しないものとする。

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四第一項の規定に該当する者（ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者を除く。）

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号（同令第六十七條の十一第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事由に該当し、競争入札参加資格を停止された期間を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(三) 営業に關し許認可等が必要とする場合で、当該許認可等を受けていない者

(四) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」といふ。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。）

(五) 次に掲げる者

ア 暴力団員（法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。）

イ 役員等（法人にあつては役員であつて経営に事実上参加している者、法人でない団体にあつては代表者、理事その他法人における経営に事実上参加している役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及びその使用人（支配人、本店长、支店长その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、

事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用したと認められる者

ウ 役員等が暴力団の威力を利用する目的で、若しくは暴力団の威力を利用したことに關し、金品その他財産上の利益の供与（以下この号において「金品等の供与」といふ。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者

エ 役員等が正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者

オ 役員等が暴力団と交際していると認められる者

2 競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について資格審査を受け、その結果に基づいて契約の金額により区分されたA、B及びCの三等級のいずれかに格付された者であつて、当該契約の金額に対応する等級に格付されたものとする。

(一) 生産額又は販売額

資格審査の申請をする日（以下「審査基準日」といふ。）の直前二年の各事業年度における生産又は販売について算出した年間平均生産額又は販売額

(二) 経営規模

ア 審査基準日の直前の事業年度終了後の決算（以下「決算」といふ。）における自己資本額（資本金、積立金及び繰越利益（欠損）金の合計額とする。）

イ 決算における事業に従事する職員数

(三) 経営比率

決算における流動比率（流動資産を流動負債で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

(四) 営業年数

審査基準日までの営業年数

(五) 障害者雇用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号。以下「障害者雇用促進法」といふ。）第四十三條第七項に規定する事業主にあつては所轄の公共職業安定所に報告した直近の法定雇用率達成の有無とし、それ以

外の事業主にあつては審査基準日における障害者（障害者雇用促進法第二条に規定する障害を有し、障害者雇用促進法第四十三条第一項に規定する労働に従事している者をいう。）の雇用人数とする。

(六) ISO 認証取得

審査基準日における国際標準化機構が定めた規格（ISO 9001・14001）の認証取得の有無

二 競争入札参加資格の特例

契約について、当該契約に対応する等級に格付された者が少数であるため、入札の競争性が失われるおそれがあると認められる場合には、当該契約に対応する等級以外の等級に格付された者を、競争入札に参加させることがある。

三 資格審査の申請の時期

資格審査の申請の時期は、平成二十七年一月七日から同月三十日までとする。ただし、申請をしようとする者が他の時期に当該申請を希望する場合は、この限りでない。

四 資格審査の申請の方法

1 資格審査の申請は、役務契約の業務種別ごとに競争入札参加資格審査申請書（様式第一号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、青森県警察本部交通部交通規制課に提出して行わなければならない。

(一) 経営規模等総括表（様式第二号）

(二) 商業登記事項証明書の原本又は写し

(三) 財務諸表（審査基準日の直前二年の各事業年度における決算に係るもの）
貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類

(四) 納税証明書（審査基準日直前の事業年度一年分）
法人税、消費税及び地方消費税に係るもの並びに法人事業税及び法人住民税に係るもの（申請者の所在地を管轄する都道府県で発行した法人事業税及び法人都道府県民税に係るもの）

(五) 許認可証等の写し
契約の履行に関し、法令等に基づく許可、認可又は登録等が必要な場合は、当該許可、認可又は登録等を受けていることを証する書類の写し

(六) 障害者雇用状況報告書の写し

(七) ISO 認証取得登録証の写し

(八) 役員等一覧表（様式第三号）

2 申請書及び1の(三)の財務諸表は、日本語で作成し、1の(四)から(八)までの添付書類について外国語で作成されているものには、日本語の訳文を付記又は添付するものとする。

3 1の添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条の規定による外国貨幣換算率の例により日本通貨に換算し、記載しなければならない。

五 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、書面により申請者に通知する。

六 競争入札参加資格の格付の有効期間

競争入札参加資格の格付の有効期間は、五の規定による格付の決定の通知において指定する日から平成三十年三月三十一日までとする。

七 申請書の記載事項の変更届等

申請書を提出した者は、次に掲げる事項について変更があつたとき、営業を廃止したとき又は休業するときは、直ちに競争入札参加資格審査申請書記載事項変更（休・廃業）届（様式第四号）を提出しなければならない。

ただし、1から3に係る事項については、その内容が登記事項である場合は、商業登記事項証明書の原本又は写しを添付するものとする。

1 本社又は年間委任状を提出している支店等の所在地又は住所

2 商号又は名称

3 代表者又は年間委任状の受任者の職及び氏名

4 その他競争入札参加資格に関し重要と認められる事項

八 競争入札参加資格の更新手続

競争入札参加資格の更新を希望する者は、平成三十年一月に予定している同年四月一日以降の期間についての競争入札参加資格審査対象並びに資格審査の申請の時期及び方法等に係る公示に基づき更新手続を行わなければならない。

様式第1号

青 森 県 警 察 本 部 長 殿

年 月 日

申請者 所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

印

競争入札参加資格審査申請書

青森県が締結する役務の提供を受ける契約（自動車保管場所現地調査業務、自動車保管場所データ入力等業務に限る。）に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査について関係書類を添えて下記のとおり申請します。
なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 希望する業務
役務の提供
- 2 希望する業種（複数業種記入禁止）

注）申請書は各業種毎にそれぞれ個別に申請してください。

様式第2号

経営規模等総括表

審査値 格付

区分 新規・継続

区分 役務の提供 番号

(単位：千円)

フリガナ 商号又は名称				代 表 者 職 氏 名	
住 所 地 区	〒			電 話 番 号	
主 たる 所 在 地	〒			F A X 番 号	
営 業 所				電 話 番 号	
等 住 所				F A X 番 号	
希 望 する 業 務 種 別	役務の提供				
希 望 する 業 務 種 別					
平均生産販売額 又は販売額	直前第2年度決算 ①	直前第1年度決算 ②	年間平均実績高 (①+②) / 2	役 務	
自 己 資 本 資本金(元入金) 積立金(準備金) 本期繰越利益(当期)金	直前決算時	剰余(引当)金処分	決算後増減	計	
職 員 数	技術関係職員 人	事務関係職員 人	その他 人	計 人	
経 営 比 率	流動資産() × 100 = 流動負債()			%	
営 業 年 数	創 業 日	現組織変更日	営業中断期間	通算年数	
	年 月 日	年 月 日	年 月 ~ 年 月	年	
障 害 者 雇 用 状 況	障害者雇用状況報告義務		有	無	
	法定雇用率達成	有	無	雇用障害者数 人	
I S O 認 証 取 得	有 (ISO 9001、ISO 14001)			無	

注）太枠の欄は記入しなくても可い。

様式第4号

青 森 県 警 察 本 部 長 殿

年 月 日

申請者 所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

印

競争入札参加資格審査申請書記載事項変更 (休・廃業) 届

青森県の競争入札参加資格申請書を提出していますが、

記載事項について下記のとおり変更したので
次のとおり営業を 休業 ・ 廃業したので

届出ます。

なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 記載事項変更

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 月 日	備 考

2 休・廃業

休業期間 年 月 日 ~ 年 月 日
廃止月日 年 月 日

注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七十七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭